

第1条（本サービスの内容）

「法人明細 WEB 確認サービス」（以下、「本サービス」）は、トヨタファイナンス株式会社（以下、「当社」）が発行した ENEOS BUSINESS カードおよび ENEOS BUSINESS ETC カード（以下、総称して「カード」）の保有者（以下、「会員」）に対するカードにかかる支払総額およびカードごとの利用代金総額について記載したお支払総括書（以下「お支払総括書」）の郵送を停止するサービスをいいます。

第2条（本サービスの利用）

本サービスの利用を希望する会員は、本特約を承認したうえで、当社の定める所定の手続きを行うものとします。当該手続きが完了した場合に、本サービス利用会員（以下「本サービス利用者」）は、本サービスが適用されるものとします。

第3条（適用除外）

毎月のカードご利用金額の確定時において、本サービス利用者が次のいずれかに該当する場合、当社は、お支払総括書を送付するものとします。

- (1) 法令等によって書面の送付が必要とされる場合
- (2) その他当社がお支払総括書の送付を必要と判断した場合

第4条（免責）

当社は、本サービス利用者にお支払総括書が送付されないことにより、本サービス利用者または第三者に対して損害が発生した場合にも、一切責任を負わないものとします。

第5条（本特約の変更）

法令で認められた範囲内で、当社が適当と判断する方法により、事前通知または会員の承諾なくして、本特約を随時変更できるものとします。

第6条（本サービスの中止等）

1. 本サービス利用者が本サービスの利用の中止を希望するときは、当社が指定する方法により届け出るものとします。
2. カードの退会や、信用状況が著しく悪化した場合等、当社が本サービスの利用を認めないと判断したときは、当社は本サービス利用者に対し、別途その旨を通知することなく、いつでも、本サービスの利用を認めないことができるものとします。
3. 当社は、本サービス利用者に対し、別途その旨を通知することなく、いつでも、本サービスを中止もしくは終了し、または内容の変更ができるものとします。

第7条（カード会員規約の適用）

本特約に定めない事項については、本サービス利用者の保有するカードの規約・規定集を適用するものとします。